

令和5年(ワ)第534号 国家賠償請求事件

原告 池田剛士 外1名

被告 国

## 上申書

令和7年2月1日

水戸地方裁判所民事第一部3係 御中

原告 池田剛士

中西京子



原告らは、控訴提起(令和7年2月3日付け)の前に、民事訴訟法第160条2項に基づき、下記のとおり、「第6回口頭弁論調書」の更正を求める。

被告指定代理人の千田幸司(水戸地方法務局訟務部門)は、期日当日(令和6年10月1日)、原告らの和解申し立てに応じられない理由に関して、原告らのみならず、裁判長からの再三の質問に対し、「(和解案の内容が)本件とは関係ありません。」と何度も繰り返し明言しており、その旨を明記してしかるべきである。なお、(1)本上申書は、別件訴訟(令和4年(少コ)第36号、同年(少エ)第15号 国家賠償請求事件)の被告指定代理人ら(水戸地方法務局訟務部門4名及び経済産業省 特許庁3名、計7名)の国家公務員法第99条(国家公務員の信用失墜行為)違反を問う東京地方裁判所への別件訴訟(国家賠償請求事件)で甲号証拠のひとつとして提出する。

また、(2)原告らは、被告指定代理人らに対し、予告した通り、東京地方裁判所へもう一件の別件訴訟を提起する。水戸簡易裁判所でのいわゆる「水府裁判(令和4年7月～令和5年3月)」が合憲であったか否かを問う国家賠償請求事件である。

上記(1)及び(2)に関し、別紙も付しておく。

記

(更正前)

被 告

原告らの和解申し立て（令和6年9月13日付け）による和解は困難である。

（更正後）

被 告

原告らの和解申し立て（令和6年9月13日付け）による和解は内容が本件と関係ないため、困難である。

以上

添付書類

上申書 副本1通

別紙 2通

通知

令和7年1月28日

関係各位

2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥さん（国立大学法人京都大学 iPS細胞研究所名誉所長・教授）ら本件誤情報の発信者について、令和7年8月1日、日本弁護士連合会に対し、人権救済を申し立てます。

粘液糖タンパク質: ムチン

・気管、胃腸などの消化管、生殖腺などの内側にある粘液の主要タンパク質。

・表面をおおって守っている。

・納豆や山芋などのネバネバの正体でもある。

【ヒトゲノムマップ（第1版第1冊発行：2006年3月25日）

第2版第1冊発行：2008年10月25日）

第3版第1冊発行：2013年3月31日）】

監修：文部科学省（科学技術週間 <https://www.mext.go.jp/stw/>）

資料協力：山中伸弥（京都大学 物質-細胞統合システム拠点

iPS細胞研究センター/再生医科学研究所）

[https://jeanne.jp/cira.kyoto-u.ac.jp\\_2025.1.28.pdf](https://jeanne.jp/cira.kyoto-u.ac.jp_2025.1.28.pdf)

（理由）植物の粘性物質を「ムチン」と呼ぶことの起源や根拠について：  
「ムチン（英：mucin）」とは、明治期以降に伝来した、動物の粘液の主成分（粘質物）を指す外来語である。

しかし、英和辞典がその語源とされる言葉「粘液（英：mucus）」の語釈として補説「（動植物の）」を付けたことから、ムチンもまた「動植物の粘液の主成分」と誤って解された。

この誤解を広めたのは、『広辞苑』で知られる岩波書店が戦前戦後に出版した『理化学辞典』、『生物学辞典』、『英和辞典』であったが、半世紀以上も前の1970年代に訂正が行われていた。

[https://jeanne.jp/suifu\\_court\\_iwanami\\_2023.1.23.pdf#page=5](https://jeanne.jp/suifu_court_iwanami_2023.1.23.pdf#page=5)

なお、該当者については、後日、改めて通知します。  
以上、よろしくお願いいたします。

では。

++++  
公共メディア じゃんぬ  
Common Sense, Jeanne!  
<https://jeanne.jp>  
++++

-----  
有限会社学術秘書（法人番号:7050002006496）  
取締役社長 池田剛士（携帯:09041347927）  
-----

## 通知

令和7年1月28日

関係各位

いわゆる「水府裁判（令和4年7月～令和5年3月）」で「品位を失うべき非行（弁護士法56条）」があった、被告の社会的信用を失墜させた喜田村 洋一弁護士（第二東京弁護士会所属）ら被告訴訟代理人弁護士について、令和7年8月1日、弁護士会に対し、懲戒請求の手続きを申し立てます。

2 しかし、ムチンが動物性の成分のみを指すのか、ムチンは植物や発酵食品にも含まれるのかという点は、学問上の争いであり、裁判所法3条1項が規定する「法律上の争訟」ではないから、裁判所はその正否を判断することができない（最高裁1966年3月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁。「学術上に関する争は、裁判所の裁判をうけうべき事柄ではないのである。」[前同198項]参照）。

したがって、裁判所は、ムチンが動物性の成分のみを指すのか、ムチンは植物や発酵食品にも含まれるのかを判定することはできない。

水戸簡易裁判所 令和4年（少コ）第19号  
原告 有限会社学術秘書  
被告 株式会社文藝春秋  
令和4年9月15日付「答弁書」

（理由）植物の粘性物質を「ムチン」と呼ぶことの起源や根拠について：  
「ムチン（英：mucin）」とは、明治期以降に伝来した、動物の粘液の主成分（粘質物）を指す外来語である。

しかし、英和辞典がその語源とされる言葉「粘液（英：mucus）」の語釈として補説「（動植物の）」を付けたことから、ムチンもまた「動植物の粘液の主成分」と誤って解された。

この誤解を広めたのは、『広辞苑』で知られる岩波書店が戦前戦後に出版した『理化学辞典』、『生物学辞典』、『英和辞典』であったが、半世紀以上も前の1970年代に訂正が行われていた。

[https://jeanne.jp/suifu\\_court\\_iwanami\\_2023.1.23.pdf#page=5](https://jeanne.jp/suifu_court_iwanami_2023.1.23.pdf#page=5)

なお、該当者については、後日、改めて通知します。

以上、よろしく申し上げます。

では。

+++++

公共メディア じゃんぬ

Common Sense, Jeanne!

<https://jeanne.jp>

+++++

-----  
有限会社学術秘書（法人番号:7050002006496）

取締役社長 池田剛士（携帯:09041347927）  
-----